俳諧茶話

馬笛解

全

中村俊定文庫
文庫 18
659

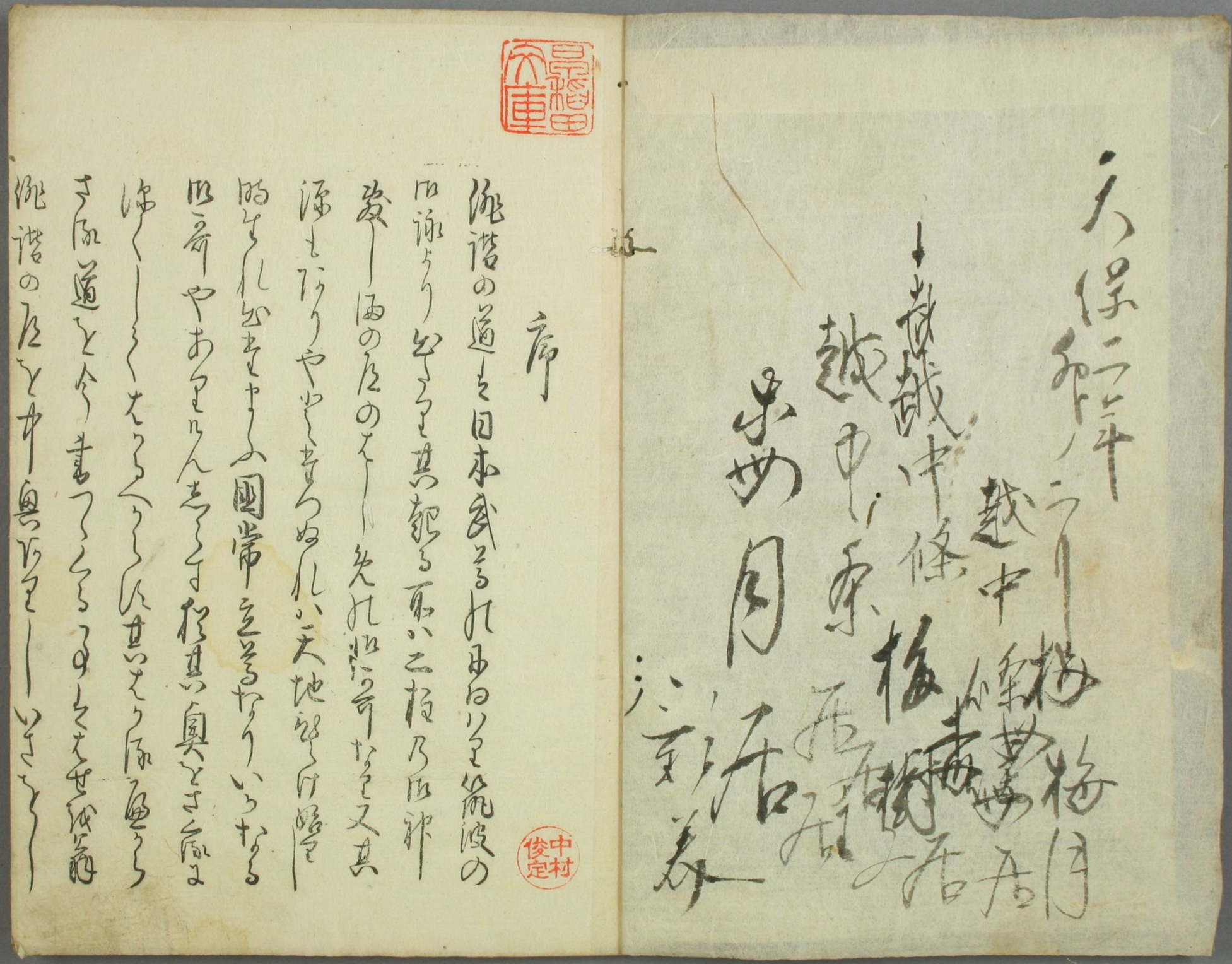

天保二年
和歌
越中
越後中條
東
梅
梅
梅

四方よりの八隅よりの中心にして也
行ひ[illegible]の体[illegible]かれもまたけれと
ひとつ福さこと[illegible]と命しく志うし

寛政五子初め

富士の麓
[illegible]

游道解

[illegible]著

俳諧乃原と俗語を[illegible]
信よりいるくされい芭蕉義れ句
稿者ようさ[illegible]
以白俳諧の大道くこれを解すに
[illegible]の表よりあ如[illegible]乃声きけい
[illegible]ぬさきれ父[illegible]
以[illegible]と自游[illegible]れい以白を解[illegible]
乃道れ[illegible]ゆえんく[illegible]世の義一[illegible]の
第[illegible]と[illegible]て俳諧の道を[illegible]

あるとおもの道とおもつるものをまつて石乃屋よ
りうすきハまりかさ紙をつの道ハ屋ちと
得されハいつもとのうちを道といふこと
ハ自を解せさる所を知を注百とさやる
れと自得されハ用のまあ源ゆく我よ
るさまれハるるを知をとのつる屋て
〳〵邪曲よ得るるを一見を得れハ
悪をさちとを得るこ用て善を自を善ハ
ますく善あるこ一ハ自を自得をれを神
儒佛一神あるるを知こ一

石屋をさすせひめむかけるく
かすりつまなき身をいかよん
小倭あるを和歌あるを
光りを得よせなり
雷光石火を
世をさやるを

俗諺古言

俗諺ハりすこをよむあを俗諺平語をたる一
ひくきよ高くひをとるさよあをハ一めをのれ
くの業を勤る中おを時乃うつりあく我
ひつれこあるるり紙あるまを訳一さ宗よ
高くをふ言をを生せるの義こ意得乃たの

一ゝ藤さあの友まこゝろより紀友なりゝ一第ゝ
ゝ不乃道とゝ是てゝほうゝゝゝゝ公との
つゝ直ゝ是ゝ和ゝ於ひ伝ゝいゝの道なりを
嘉羅万葉ハ俗語乃用ゝ歌ゝ和ゝ於ひ伝ゝ
いゝゝ乃道なりを
ほゝゝゝ仲ハ俗語の注書ゝゝん
和ゝの創の詞俗語の用のつけゝ

歌用のゝゝ本

用ゝ歌ゝほゝゝ一歌ゝ用ゝつゝ色ゝゝ花ゝ
ゝの花ゝ歌ゝ歌ゝハ用なりゝ花ゝ和ゝ英ゝゝゝ
なり

聲白江のまゝ

聲白江のゝゝゝゝゝゝゝ義度ゝ
一ゝ一ゝ乃ゝ一ゝ知ゝゝ前ゝ和ゝ
ゝく等ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

五月八日乃菖蒲
見白地の色おもしく

古池やかわとびこむ水の音　蕉

秋の末尾上乃杉を　其角

志賀中や姥りかりる天の川　沾圓

義経と比白を水にて奉白八仕立一曲節歌

白出す水と見紙を奉入一

万年経て古寺と云つる亀と蕉の白ふ

紅乃ようきを奉一

京清も花見の酒うて　七三清　蕉

見おろしの紅葉の紅葉　地元れさそうよ
色はのそう合奏

すくく奉白を

見るもしらぬ名所　拍子中のるあるく入仕立る

毛毛のこやかり奉白を毛あるハ大分有るハ

自一ふうと仕世川ふ　能乃

ものとうてようし入るし其白の用あるを一

扇うて酒ふむうけや　ち阪さうう　蕉

元扇ふて酒と毛見人の用あるを

世の業ふと毛ふうようふ　今

元れ業の業ふて用ふて他のあとやうつけて

ようすう

月令の注本

奉勅撰下総守之時四月日之記

延喜令乃令かゝ伝流一一天神降臨社奉祭之時人奇怪

之初書者石部の書書之記延喜令乃令

序彼意八月記く表之門書之表之一

板之之書之中有

集七部乃中之延喜令乃一緊に為門む

為乃公さ一と法く行之書所世所支者の書

俗語所行之一書社又延喜令乃

さ一令之の仏く法師のさ

令之中書人乃之八初公の白之公得行之一

一度之書公乃く書之所

奇仙之一ところを記れ所をす所有乃

石願初書二白十白書乃望仕之へ一と行之

人乃伝説一書之有之加れ八都有之書

之一家之之十之国一く奉白之ワキハ之一く奉之之有仏く

仏の月中之之一四月之法ひ之書之之家乃記延喜令乃

四月日之下之旅白之之行く長白之仕之

中之之一白仏乃長刑奉一之月乃之之一白の国之

之伝説行之一

こゝのかりめ行要なり

人事人情世人情のる義をたれて分別

して自無れを除きもとさ所なきされと一卷

のうしれるかなまりうをゝ溶ゆくあぬき

たるこゝくいつも回しものして死出く俗語を語

物なりと死出ますうをあんおもや

其陽を自事ハ其人の天命はうだりうひうを部しう

財産ハ限し智ア〳〵自行〳〵すむよ京〳〵

〳〵自又すむよりあく自分をなる

心世法式まう〳〵料紙おおれかいなを西見乃

ゆ〳〵首白よりをとのつ〳〵かな〳〵百ハ拾別見も

世もせ及ん所さハ拾中のるなりをひいつる

るいかよおやんす紀ゝぬ不所おもよく人よ

少世なかゝ〳〵古言なをすうゝくうりとこ

ろ自分白をもゝて

言物語の国ハ大概ぬりよあるるひを俗語乃ぬり

を蕉門を曙ゝるかれを別しゝをちゆ

角の又古事〳〵なをもうく人をうをくをれ

も世紀る所を第白よりをすゝ〳〵されみより

とうをもあをハるのめりしゝくをぬし〳〵

[illegible]

俗諺平語もかやうなる[illegible]

のこゝろ[illegible]

取扱する御諸の事[illegible]

不後[illegible]

代家業の事[illegible]

[illegible]

いつもかわらず[illegible]

[illegible]

無[illegible]

白と大勢うく判事れハ宴の言葉ハかゝる乃

一点ゝ[illegible]

ハ[illegible]

[illegible]

白と[illegible]

名をす[illegible]

順の[illegible]

一[illegible]

相通速声のまゝ

[illegible]の御諸[illegible]の時[illegible]

文亡や四とそこめたりの神あるハ　其角

秋も加おとろけくく相屋すー寺子さたれく

一句おもすー四句ちさすことけく

おもするあるこ一句こるを順〳〵知るー

但一句の内よりあるしきる人乃るく相屋ちき

句ときー行くをおれおれくを居垂きれる

人ゝりおもをはをれ

陰羽織の序に句を魂乃いくされと其角の筆

も神明感屋乃ゆを得くく相屋ー陰を

感るなるー　とり

初ちれ陰も小暮海ーけあを　蕉

實ハ政四をこ乃初ゑく芭蕉蕉れ

百四只蕉を蕉をちるーく

おをゆーしむ

祭文

城は百年其道をよりすや

いすをのりれい社をく

神巫内　ゑ義

同日題　各十句内一句宴之義

はるかぜ。てふたちる句

霞の字をもちゐる句

世をうくしくて世乃うの　拾遺新南

霞の字をもちゐる句

古歌の和ゝや　四百六十八　輝年

國の男子　嶺ゝ雪

物書ぬ我身乃上を歎迄　和泉

國の男子　新嶺ゝ雪

をぢいたして　侍を取くゝ宮乃和　英冠

無奪をゐる句

ちらゆく文　活ゝ川入を重

石ずゑとなひすてゝ陰ゝこゝ　調字

ちらゆく文　活乃水入を重

流ゝよいつれ　拾れ　玄　吹雪　嵐陰

東北現在の遠ゝ作る句

鶯ゝ葉ゝ　集ゝ春ゝ　寄ゝ

宮ゝ　拾ゝ　さら　中ゝ　刺ゝ　又ゝ　新千

鶯ゝ　宮ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

春ゝ　れ　れ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　松　ゝ　谷子

[illegible]の機縁[illegible]と名づくる

[illegible]文出記[illegible]もあれ内の首尾

[illegible]よりも其見の[illegible]よりしく　[illegible]

[illegible]文書記[illegible]もあい上の首尾

お[illegible]よ[illegible]しし　毎[illegible]と[illegible]中[illegible]　[illegible]服

今[illegible]の奥[illegible]自[illegible]

[illegible]の[illegible]化[illegible]

中中[illegible]の[illegible]

百回[illegible]の[illegible]の[illegible]を列[illegible]一冊[illegible]

[illegible]仲[illegible]

後序

[illegible]の[illegible]窠[illegible]師[illegible]れ[illegible]悪[illegible]作[illegible]

[illegible]れ[illegible]八[illegible]の[illegible]も[illegible]解[illegible]得[illegible]

八十の[illegible]も[illegible]浮[illegible]

[illegible]も[illegible]人[illegible]れ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
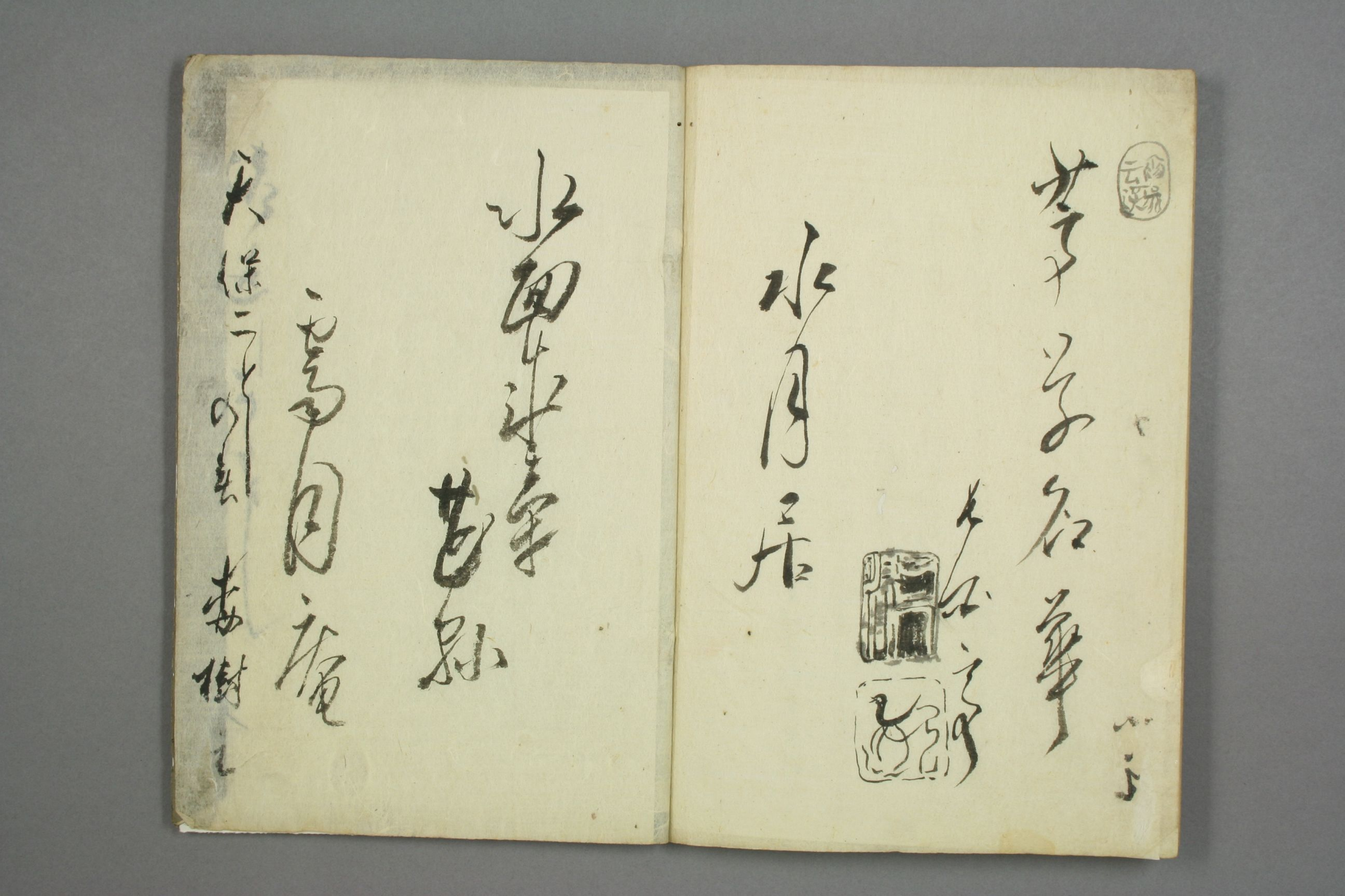
[illegible]